

事 務 連 絡  
平成21年 1 月 1 6 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(中国産鰻)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号(最終改正：平成20年12月19日付け食安輸発第1219001号)に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、中国産活鰻において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品  
中国産鰻

2 検査項目及び検査頻度

- (1) JIANRONG EEL FARMS OF DOUSHAN TOWN TAISHAN CITYで養殖された1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、ジコホールに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（ジコホールを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：活鰻
2. 生産国：中国
3. 養 殖 場：JIANRONG EEL FARMS OF DOUSHAN TOWN TAISHAN CITY
4. 検査結果：ジコホール 0.03ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検 疫 所：成田空港検疫所（届出受付番号：第21017044600号1欄）
6. 輸 入 者：株式会社 丸勝